

# 相・続・通・信 第43号



相続手続支援センター® 平成 30 年 11 月

HP も是非ご覧ください!

相続 松本

検索

「相続」「松本」で検索!



## 長野駅前店

〒380-0921

長野県長野市栗田 292 番地

☎ : 0120-49-1322

TEL:026-223-1322

## 松本駅前店

〒390-0816

長野県松本市中条 1-14

☎ : 0120-97-3713

TEL:0263-35-6481

## 飯田店

〒395-0152

長野県飯田市育良町 2-14-2 アダージョ 2 1F

☎ : 0120-13-6415

TEL:0265-25-2552

紅葉の季節を迎えました。山々の赤に黄色に、美しい姿を楽しみにしていらっしゃる方も多いことでしょう。紅葉の秋に、読書の秋、食欲の秋・・・たくさんの秋をお楽しみください。

さて、相続手続支援センター松本駅前店では、下記の通りセミナーを開催いたします。セカンドライフを生き活きと過ごしていくには、ご自身の心配事をなくすことが大切です。心配事は人それぞれと思いますが、財産について、相続について、これからの生活に必要な費用については、気にされている方も多いのではないのでしょうか。解決の糸口を探してみませんか?

セミナーは無料ですが、事前の申し込みが必要です。皆様のご参加をお待ちしております。

## セカンドライフセミナーのお知らせ

日時：平成 30 年 12 月 7 日 (金)

午前 10:00~12:00 (開場 9:30~)

場所：キッセイ文化ホール 第三会議室

定員：20名 費用：無料

第1部

### 「民法改正で変わる相続対策」

講師：税理士法人成迫会計事務所

医療福祉事業部 資産税課 高橋 由一

第2部

### 「セカンドライフをますます充実させるために」

講師：税理士法人成迫会計事務所

医療福祉事業部 FP チーム 井上 敦史

ご予約は  
こちら



相続手続支援センター® 松本駅前店

☎ 0120 - 97 - 3713

(受付時間 平日 8:30~17:30)



# ～相続の現場から～

## 遺言執行者と 相続登記について



「遺言執行者」とは、「遺言の内容を実現させるために必要な手続きをする人」のことを言います。具体的には、財産目録の作成や預貯金の解約手続き、不動産名義変更手続き（以下、相続登記と言います。）などがあげられ、公正証書遺言を作成するにあたり、この「遺言執行者」の指定をされる方も多いかと存じます。今回は、「遺言執行者と相続登記」についてお話しします。

公正証書遺言に遺言執行者の指定があれば、相続登記の申請も遺言執行者だけで進めることができるのでは...と思う方も多いかと思えます。しかし、遺言の内容次第で、遺言執行者の指定があっても単独で登記の申請を行うことができない場合がいくつかあります。

それは、公正証書遺言の内容が「**に相続させる**」となっている場合です。「相続させる」つまり、遺言者の相続人となる人に財産を遺したい時の言い方です。この場合、**指定された相続人が単独で相続登記申請を行わなければならない**、指定された相続人と遺言執行者が異なる場合、遺言執行者は登記申請をすることはできません。また、遺言者が相続人以外の人（受遺者）に「遺贈する」とされている場合は、**受遺者と遺言執行者が共同で相続登記申請しなければなりません**。そして、相続登記手続きが一番大変なのが、遺言者が相続人以外の人（受遺者）に「遺贈する」とされている場合で、遺言執行者の選任がなされていない場合です。この場合の申請者は**受遺者と遺言者の相続人全員での共同申請**となり、相続登記申請をする際は結局相続人全員からの署名押印が必要となってしまいます。遺言書に遺言執行者の指定がなかったとしても、選任は後からでもできますので、このケースの場合は遺言執行者を選任した上でお手続きを進めるといいでしょう。

せっかく有効な遺言書があっても内容次第でお手続きが滞ることにもなりかねない為、これらについて、遺言書作成前によく確認しておいた方が良いでしょう。

## 相続“豆”知識

### 40年ぶりの民法改正。配偶者を保護する内容に。

今年の7月に民法改正法が成立しました。そのうち相続法についての改正は約40年ぶりのこと。今回の民法改正は高齢化社会に対応するもので、相続開始時に残された配偶者の年齢も高齢化していることを受け配偶者の生活に配慮した内容が盛り込まれています。

ひとつは「配偶者居住権」が新設されました。残された配偶者が亡くなるまで自宅に住み続けられる権利です。現行制度ですと相続財産が自宅2000万円と預貯金3000万円、相続人が配偶者と子1人の場合、法定相続分は2分の1ずつで2500万円。配偶者に生活費のため預貯金2500万円を相続させると自宅は子が相続することになり、場合によっては住んでいられなくなる可能性も出てきます。新設の制度ですと自宅を「所有権」と「居住権」に分け、仮にそれぞれ1000万円とし、配偶者が「居住権」だけを取得すれば配偶者は自宅に住み続けながら預貯金も1500万円相続できるようになります。

もうひとつは「長期間婚姻している夫婦間でおこなった居住用不動産の贈与等を保護するための施策」です。婚姻期間が20年以上の夫婦に限り、配偶者に自宅を生前贈与した場合、現行制度ですと遺産を先に渡したとされ、遺産分割協議の際には贈与を受けた自宅も遺産分割の対象財産とされています。改正後の制度ですと贈与を受けた自宅は相続財産から外され、配偶者はより多くの財産を相続できるようになります。

他にもいくつか改正されました。今後は施行開始日にも注目です。